

宇和島市教育委員会会議録

令和7年2月定例会

令和7年2月28日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和7年2月定例会 会議録

1. 開会日時 令和7年2月28日（金） 午後4時00分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801 会議室
3. 出席者 教育長） 山村 由美
教育委員）木下 充卓、浅井 敬司、田村 裕子、
中島 玲子、佐竹 克哉
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 面川 啓之、
学校教育課長 中山 総大、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 笠松 美和、人権啓発課課長補佐 駄場崎 明
英、学校給食センター所長 二宮 貴紀、伊達博物館長 橋本 宏司、
教育総務課課長補佐 稲田 雄一郎、同課総務係長 島瀬 孫幸、
同課総務係主任 児玉 泰宗
6. 付議事件
議案第2号 宇和島市立公民館長の任命について
議案第3号（追加議案） 職員の懲戒等処分について
議案第4号（追加議案） 職員の懲戒等処分について
議案第5号（追加議案） 職員の懲戒等処分について
議案第6号（追加議案） 県費負担職員の懲戒等処分の内申について

7. 会議概要

（1）会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

（2）開会宣言・教育長報告（午後4時00分）

◎教育長

皆さんこんにちは。ようやく寒さが緩んできました。梅見の便りも各地で聞かれ、

春はすぐそこまで来ているように感じます。

昨日は教育委員会研修会へのご出席大変お疲れ様でした。内子町国際交流協会のお二人による国際交流をとoshた人づくり・まちづくりについてのお話では、国際交流協会が設立されて30年の歩みを知ることができました。昨日の閉会挨拶でも話しましたが、強い信念、熱い思いで続けてこられたからこそ、人と人との繋がりを重視した国際交流活動が内子町に深く根付いたのだと思いました。国際交流が地域の活性化や人材育成に繋がっていることを感じる講演でした。また、重要文化財、内子座の見学や意見交換会等も計画していただきました。来年度は宇和島市が会場となって研修会が行われます。実りの多い研修会になるよう計画準備を進めていきたいと思います。

教育長の報告については、2ページから4ページに記しているとおりです。その中で今日は二つ紹介します。

2月14日に仙台市立東二番丁小学校と本市の鶴島小学校、岩松小学校の4年生がオンラインで交流授業を行いました。昨年11月に第1回目を行ったときは、東二番丁小学校の子どもたちが仙台市の観光地や名産品等を紹介してくれました。第2回目となったこの日は、鶴島小学校と岩松小学校の子どもたちが宇和島の紹介をしました。鶴島小学校の子どもたちは、みかん、じゃこ天、養殖等。岩松小学校の子どもたちは、岩松の町並み、六宝、しらうおまつり等、タブレットを活用し、クイズやダンス等も織り交ぜながら楽しく紹介をしてくれました。

姉妹都市提携50周年となる今年、こうした交流が子どもたちの中にも広がっていることを大変うれしく思います。また、この日は給食の時間に笹かまぼこの磯辺揚げと、温麺汁という仙台市の郷土料理が提供されました。宇和島市と仙台市の栄養教諭が相談、連携しながらメニュー試作を行ったと聞いており、今後も仙台市との交流が様々なかたちで広がり、深まっていくことを願っています。

次に2月21日に、新宿区立柏木小学校で行われた研究発表会に行きました。この研究会に参加した理由は、来年度、宇和島市でチーム担任制について研究していこうと考えているからです。チーム担任制とは、学級担任を一人に固定せず、複数の教員がチームとなり、児童生徒を指導、支援する体制のことです。チーム担任制の導入によって、指導技術を学ぶ場が広がり、教育力の向上に繋がったり、生徒指導上の問題に対応できます。そのため、教員の精神的負担が減少し、業務改善にも効果があると言われています。

現在、全国各地でチーム担任制に取り組む学校が増えており、そのかたちはそれぞれ違い、学校の実態に応じた実践が行われています。宇和島市でも、学年に複数の学級がある小学校の場合は、チーム担任制や教科担任制を組み合わせたり、学年1学級の小学校の場合は、2学年を二人の教員が担任したりと、いろいろな取り組み方ができればと考えています。

以上で私からの挨拶報告を終わります。質問、意見等ございませんか。

それでは本日の議案に移ります。

(3) 付議事件

◎教育長

本日の議案ですが、議案第2号及び追加の議案第3号から第6号については、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。

賛成いただける方は、挙手をお願いいたします

◎全委員

—挙手—

◎教育長

挙手全員ですので、議案第2号から第6号は、非公開で審議します。

なお、議案第3号から第6号は懲戒案件であり、出席する事務局職員も限定して審議を行う必要があることから、その他まで含めた会議の全日程を終了した後に、審議を行います。

◎教育長

議案第2号を上程する。

<議案第2号>

宇和島市立公民館長の任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館長の任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、“説明及び報告事項”に移ります。(1) 宇和島城天守保存活用検討委員会設置要綱について、事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

7ページをご覧ください。「宇和島城天守保存活用検討委員会設置要綱」を制定したものです。次ページをご覧ください。

重要文化財である宇和島城天守ですが、文化庁から保存活用計画を策定するよう指導を受けております。宇和島城天守は、現存12天守のうち、唯一、耐震診断を受

けておらず、耐震診断やその結果に伴う耐震補強などの事業を計画的に遂行するには、計画を策定しておくことが望ましいとされていますので、令和7年度から2年をかけて、策定することとしました。それに先だって、宇和島城天守保存活用検討委員会設置要綱を制定しようとするものです。

所管する事務は、宇和島城の保存・整備・調査・活用に関する事項で、委員は10人以内、専門家や学識経験者をもって組織することとします。任期は1年で教育長が委嘱又は任命し、必要に応じ専門委員を置くことができます。協力謝礼金及び旅費は宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例を準用します。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは（2）宇和島城保存整備検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令について、事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

11 ページをご覧ください。

「宇和島城保存整備検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令」について制定したものです。次ページをご覧ください。

令和4年4月1日から施行している宇和島城保存整備検討委員会設置要綱ですが、先ほど説明した宇和島城天守保存活用検討委員会設置要綱を制定するにあたり、表記を統一するために改正するものです。

主な改正箇所として、委員は教育長が「委嘱する」というところを「委嘱又は任命」に、委員会の会議の招集を「教育長」から「委員長」にしています。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは続きまして、追加の報告事項、（3）宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について、事務局から説明をお願いします。

○人権啓発課課長補佐

16 ページをご覧ください。「宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」は市長の権限に属する事務の一部を法令により、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する事務のうち、届出受付及び証明書交付に関する事務を除き、

教育委員会の教育長に補助執行するものです。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度につきましては、平成 27 年に東京都渋谷区・世田谷区における同性同士のパートナーシップ制度の導入に始まり、現在約 500 の自治体が制度を導入しています。現在では、多くの自治体において、同性・異性を問わず、また近親者を家族として認めるファミリーシップ制度の創設により、対象者の範囲が広がっている状況にあります。県内においては、今治市、大洲市、内子町、松山市が既に制度を導入しています。本市においても令和 7 年 4 月 1 日からパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入しようとするものです。

目的に記載しているとおり、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入により、誰もが人生のパートナーや大切な人と家族として安心して暮らすことのできるまちの実現を目指すものです。この制度は法律に基づく婚姻制度でなく、自治体独自の制度であることから、他の自治体同様、性的マイノリティの方や夫婦別姓の方等の生活上の困りごとを軽減するための制度という位置づけになります。宇和島市においても性別問わず、お互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、継続的に協力し合う方々を対象者としています。

制度導入により利用可能なサービスは、8 項目あります。詳細はガイドブック 13 ページをご参照ください。また、ガイドブック 14 ページには、本制度の届出の有無に関わらず利用可能なサービスを掲載しています。

この制度の届出ができるパートナーは、性別を問わず継続的に協力し合う二人で、18 歳以上で、いずれかお一人が宇和島市内に住所を有していること、もしくは宇和島市転入を予定していること、配偶者がいないことのほか、ともに届出する相手以外とパートナーシップ・ファミリーシップ関係がないこと、民法に規定する婚姻ができない続柄でないことが要件となります。

また、近親者等を家族とする場合は、未成年の子どもは届出されるお二人のいずれか一方と同居していること、親等の近親者は、届出されるお二人のいずれか一方の親等の近親者であること、子どもが 15 歳以上の場合は本人の同意があることが要件となります。

届出の流れにつきましては、まず、事前相談及び届出の予約をしていただきます。担当課は教育委員会人権啓発課です。次に必要書類の提出ですが、窓口への持参、郵送のほか、希望する方については個室対応が可能です。担当課は市民課です。その後、人権啓発課において書類審査を行った後、市民課において届出受理証明書を交付します。交付は窓口、個室対応、郵送のいずれかとなります。なお、本人確認、双方の意思確認を行うため、届出時か交付時のいずれかはお二人で来庁していただくことになります。届出受理証明書については、各行政サービス担当課で提示することにより、サービスの利用が可能となります。

今後のスケジュールについては、3 月 1 日から 3 月 14 日をめどにパブリックコメントを実施した後、制度を確定します。

市民に対する周知、啓発については、市広報、人権だよりの全戸配布、市ホームページ等により継続的に行っていく予定です。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎浅井委員

他市町か県であったか失念しましたが、利用可能な行政サービスの中で、病院関係のものがあつたと記憶しています。例えば手術や入院の際の付き添いや、医師からの説明を受けられる等はこの8項目の中にはないようですが、その点について教えていただければと思います。

○人権啓発課課長補佐

市立宇和島病院において確認したところ、基本的には、親族や緊急で来られた方と病院局でキーパーソンとなる、今後連絡を取り合う方を定めているようです。

キーパーソンには、基本的に身内の方がなると思われますが、近親者以外の方もキーパーソンとして認められると聞いています。併せて、緊急時に搬送された方については、医師の判断で手術する対応もあることを病院局から聞き及んでいます。

○教育部長

ガイドブックを作り、来月1日からパブリックコメントを実施します。

その中に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に登録することによって受けられるサービスと、登録しなくても従来どおり受けられるサービスを掲載しています。16ページをご覧ください。今ご質問があつたものについては、制度の届出がなくても、すでに宇和島市として配慮したかたちで利用できるサービスとなっています。そのほか、母子健康手帳交付や災害で被災した場合の罹災証明書の交付、救急車で運ばれた時の救急搬送証明書の交付等がすでに運用されていますので、参考にさせていただけたらと思います。

◎教育長

その他ございませんか。

◎木下委員

届出の流れについて、最初に教育委員会の人権啓発課に行って相談や予約等し、その後、担当課が市民課に移り書類を提出するようですが、利用者にとっては、部署が変わると戸惑いがあると思いますが、なぜ一本化できないのか教えていただけますか。

○人権啓発課課長補佐

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の内容が、まだ一般の方にも詳しく周知されていないこともあり、まず人権啓発課に手続き等を事前相談していただくことを想定しています。窓口に来られる場合や電話での問い合わせ等がありますが、そちらで手続きの流れをお伝えします。届出後の証明書は市長名で交付しますので、

市長部局である市民課で届出の受付を行います。

審査については、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の内容を、他市町のものとも確認しながら市の要綱に従い、人権啓発課で行います。

証明書の交付については、行ったり来たりになってしまいますが、市民課にて市長名で証明書の交付を行います。

制度の問い合わせについては、人権啓発課が総括して一度受けて対応する流れで、市民課と協議しています。

◎教育長

今の説明でいかがでしょうか。

◎木下委員

今の説明でそれぞれの課に役目があることは分かりますが、利用者が容易に表明しづらい場合があるかもしれませんので、できるだけ関係部署を少なくして、プライバシーを守れるように配慮していただければと思います。

手続きのことですが、利用者がたらい回しになると思うことないように、新しい試みでもあるため、届出がスムーズにできるよう対処をお願いします。

◎教育長

貴重なご意見ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○人権啓発課長補佐

先程の補足説明になりますが、市民課の窓口では、当然、人権啓発課もサポートするよう想定しています。当課職員と一緒に窓口や個室で制度の説明をして、人権啓発課へ来ていただくことをなるべく少なくし、窓口で簡潔に届出できる体制をとるよう進めています。

◎木下委員

それをお聞きして安心しました。

また、パブリックコメントもあるようですが、利用しやすい点を十分に説明していただきたいと思います。

◎教育長

その他ございませんか。

◎中島委員

ガイドブックには、パートナーシップ届、またはファミリーシップ届について、自分の気持ちに沿った方を選択して申請をする内容で書かれていましたが、具体的にパートナーシップに寄り添う気持ち、ファミリーシップに寄り添う気持ちがどのようなものか、事例等がありましたら教えていただけますか。

○人権啓発課長補佐

こちらについては、元々パートナーシップ制度から始まっています。同性同士の方々の制度があり、その中で、パートナーとしての証明をしてほしい方と、ファミ

リーとしての証明をしてほしい方とがいらっしゃいます。そこは選択肢から選べるように、パートナーシップ届、ファミリーシップ届をパートナーのお二人がどちらも申請できます。

ファミリーシップ届につきましては、お二人の申請と併せて、片方または双方の子どもや親をファミリーとするファミリーシップ届を作り、広く対応しています。

◎教育長

その他ございませんか。

ガイドブックにつきましては、ご覧になって、お聞きになりたいことありましたら、またお問い合わせください。

(4) その他

◎教育長

次に、“その他”に移ります。

事務局からお伝えしたい事項があるとお聞きしています。

学校統合について事務局からご説明等をお願いします。

○教育総務課長

19 ページをご覧ください。

統合関連について、先月定例会以降の動きを、説明します。

まず吉田小学校関係です。

1月26日に奥南小学校、2月15日に立間小学校の保護者を対象として、大勢の方々に新校舎を見ていただく、内覧会を実施しました。

続いて高光小学校です。

1月28日に地域の説明会を開催しました。

高光小の統合方針は、令和10年度に向けた和霊小との統合ですが、方針に関しては、ある程度ご理解いただいたと思っておりますが、通学手段などに関するご質問がありました。

なお、これまでの、蔭淵・結出・三浦小学校への説明会は、統合目標年度が令和8年度までとしていたことから、市の統合方針を説明したうえ、統合の是非に係る説明会としていましたが、今回の高光小学校、津島地区5小学校、三間地区3小学校に関しては、統合方針の説明のみとし、統合の是非までは問うことはせず、来年度以降に、統合の是非に係る説明会を開催しようと考えています。

続いて、津島地区です。

保護者説明会は1月27日から清満小、御槇小、北灘小、畑地小の順に実施し、地域説明会は2月10日から岩松地区、清満地区、御槇地区、畑地地区、北灘地区を終了しました。

一斉統合としていますので、「方針に反対する学校があればどうするのか」、「保護者が同意しても、地域が反対すれば統合自体が中止になるのか」といった統合同意の確認にかかるご質問や、災害時において、避難場所自体が危険な場合や、子ども

の受渡しに関するご心配のお声、そもそも津波の心配のない学校もあり、そちらに
してはどうかなど、災害時のご心配が多かったように思います。

また、地域の説明会では、「統合と地方創生は逆行しており、市の方針としていか
がなのか」と疑問を呈するご意見などもありました。

続いて、三間地区です。

2月26日に三間小保護者への説明会を終了し、3月4日二名小、3月5日成妙小
保護者への説明会を予定しており、保護者への基本方針の説明は全て完了となりま
すが、三間地区の地域説明会のみ、新年度に入り実施し、方針の説明を一旦完了し
たいと考えています。

なお、4月以降は、令和9年度を目標としている津島地区を優先的に、統合是非
の説明会を、保護者、地域の順に開催し、概ねの同意をいただきたいと考えていま
す。同意をいただいた後、統合準備協議会を立ち上げ、具体的に統合に向けて進め
てまいりたいと考えています。

高光地区・三間地区についても、統合目標年度まで、ある程度の期間がありますが、継続的に説明会を実施し、同意をいただけるようであれば、順次、統合準備協
議会を立ち上げ、統合準備を進めてまいりたいと考えています。

◎教育長

ただいまの報告についてご質問ご意見等ございませんか。

それでは事前にお聞きしていることは以上です。

そのほか、ご意見等ないようですので、次回定例会の日程ですが後日、改めて事
務局からご連絡をさせていただきます。

◎教育長

ここからは、非公開とする懲戒案件の審議を行いますので、傍聴人の皆様、出席
対象でない事務局職員は退席をお願いします。

◎教育長

ここからは、非公開とする懲戒議案を審議します。

◎教育長

議案第3号を上程する。

<議案第3号>

職員の懲戒等処分について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

職員の懲戒等処分に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

議案第４号を上程する。

<議案第４号>

職員の懲戒等処分について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

職員の懲戒等処分に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

議案第５号を上程する。

<議案第５号>

職員の懲戒等処分について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

職員の懲戒等処分に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

議案第６号を上程する。

<議案第６号>

県費負担職員の懲戒等処分の内申について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

職員の懲戒等処分に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

(5) 閉会宣言（午後 4 時 50 分）

◎教育長

それでは以上もちまして、2 月定例の教育委員会会議を閉会いたします。